

令和7年度事業計画

長崎県の令和5年度末の汚水処理人口普及率は84.2%で、全国平均93.3%よりも低く、およそ20万の住民が汚水処理施設を利用できず、水質汚濁の一番の原因とされる生活雑排水が未処理のまま河川等へ放流されている。

国や地方では、地域の人口減少の進展、厳しい財政状況等を踏まえ、未整備区域における整備手法を見直し、単独処理浄化槽や汲み取り槽から合併処理浄化槽への転換に重点を置き、これらを促進しようとしている。

県内の浄化槽の設置基数は、令和6年12月末現在、合併処理浄化槽68,680基、単独処理浄化槽13,271基、合計81,951基となっている。

こうした状況を踏まえ、当協会では、合併処理浄化槽が地域における生活環境の向上や地域経済の活性化に欠かせない「基盤インフラ」であることを再認識し、行政や関係団体、会員等との連携を一層深め、適正な維持管理の普及啓発と設置促進に取り組んでいく。

そのため、法定検査事業にあつては、知事指定検査機関として、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与するため、中・長期的な視点に立ち、検査業務の効率化や情報化を進めて経費節減を図るなど、浄化槽管理者（利用者）からの信頼を得ながら、検査基数の確保と受検率の向上に努める。

普及啓発事業にあつては、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進や環境学習などの取り組みを強化する。

具体的には、以下の事業を実施する。

1. 法定検査事業

浄化槽法第7条及び第11条で規定する法定検査を検査員24名体制で計画的に実施し、不適正浄化槽の改善に寄与する。

数値目標は次のとおり設定する。

⇒検査計画基数 68,100基

うち 7条検査 1,800基（受検率見込 95.0%）

11条検査 66,300基（受検率見込 83.4%）

（参考）11条検査の推移

年 度	R 元	R2	R3	R4	R5
検査基数	63,538	64,493	65,581	66,326	67,464
受 検 率	87.2	87.5	87.2	86.8	87.0

※上記受検率は、環境省算出方法による受検率

2. 協会運営のあり方の推進

①今後、県内における人口減少や高齢化に伴う世帯数の減少による浄化槽設置基数の減少を踏まえて、更なる効率化となる採水スクリーニング検査制度の導入に向けての環境省協議を今後も県に協力し継続する。

②協会運営に関わる最重要課題と考える人材育成については、各種講習会、研修会へ積極的に参加するとともに、事務作業の簡素化に伴う DX 化の推進など、より良い職場環境の構築を目指す。

③令和２年度に施行された改正浄化槽法に基づき、行政による浄化槽台帳の整備及び法定協議会設置について早期に実現するよう県に働きかける。

3. 長崎県浄化槽管理士研修会の開催

県、長崎市及び佐世保市の浄化槽保守点検業者登録条例に基づく「浄化槽管理士研修会」を、日本環境整備教育センター及び全国浄化槽団体連合会と連携して開催する。

⇒7 年度は、長崎市、佐世保市及び新上五島町で開催予定

4. 法定検査拒否者対策事業

新たに発生した検査拒否者に対して、指導権限を有する行政機関と連携し、浄化槽法定検査の受検の必要性についての啓発チラシを配付するなど受検を促す。

5. 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進事業

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促すチラシを単独槽管理者へ配付
説明するとともに、令和５年度に創設した協会独自の転換助成金の活用を拡大すること
で転換促進を図る。

6. 専門部会会員との連携事業

①当協会の専門部会（施工・製造部会、維持管理部会）を対象に浄化槽の構造等に関する講習会や浄化槽製造メーカー等への視察を実施するなど業界との連携を強化する。

⇒講習会開催予定地：下五島、上五島、壱岐、対馬
(4 か所実施)

⇒製造メーカー視察：フジクリーン工業（株）飯塚工場（定員 20 名）
（4 回/年実施）

視察対象予定地区：離島地区（五島、上五島、壱岐、対馬）

長崎市県央地区、県南地区、佐世保市県北地区

②浄化槽保守点検業登録更新に関する情報を事前に提供する。

7. 浄化槽機能保証制度事業

浄化槽に対する信頼と安全・安心の確保を目的として、全国浄化槽団体連合会で制度化された「浄化槽機能保証制度事業」を推進する。

⇒7年度の計画登録数を841基に設定する。

(参考) 登録数の推移

年 度	R3	R4	R5	R7.1月
登録数	968	896	895	701

8. 検査手数料の未収金対策事業

①令和2年度から導入した弁護士事務所を活用した請求方法を継続し、未収金対策の強化に努める。

②未収金発生防止及び事務簡素化のため、「検査手数料の口座振替制度」の促進キャンペーンを引き続き実施する。

⇒7年度は、島原市地区(7,537件)及び東彼杵地区(4,000件)を対象に強化キャンペーンを実施

(参考) 口座振替促進キャンペーンの推移

年度	R3	R4	R5	R6
新規口座振替 件数	692	1,192	809	490

9. 検査員の資質及び技術力の向上

法定検査の効率的な推進方策の研究、検査員の資質向上及び検査技術の研鑽に資するため、次の研修会等に参加する。

- | | |
|-------------------|-----------------|
| ①九州地区指定検査機関協議会研修会 | (開催地：福岡県) |
| ②指定検査機関四国地区協議会研修会 | (開催地：高知県) |
| ③全国浄化槽技術研究集会 | (開催地：茨城県) |
| ④浄化槽技術管理士講習会 | (開催地：福岡県) |
| ⑤当協会検査員研修会の開催 | (開催地：当協会) |
| ⑥当協会主任会議 | (本所、支所 ZOOM 会議) |

10. 検査結果の解析による調査研究

水質悪化施設について、異常個所の確認手順マニュアルに沿って追跡調査を継続して、改善事例のデータを蓄積し、水質改善の事例や研究の対応策につなげる。

11. 浄化槽に関する普及啓発事業

水環境保全の見地から、浄化槽の重要性や維持管理、法定検査の必要性等について、ホームページや会報のほか、啓発パンフの提供、環境イベントへの参画など、広く県民、事業者等へ啓発するとともに、次代を担う児童・生徒を対象とした環境教育講座を通して、より身近な浄化槽としての普及に取り組む。

①浄化槽に関する県民啓発

⇒環境教育講座の実施（体験学習）

⇒自治体主催の環境イベントへ積極的に参画（パネル展示）

※諫早市 いさはやエコフェスタ

⇒ホームページまたは講習会及び職員を介した情報発信

②会員や行政機関等との情報の共有、会員ニーズの把握等

⇒会報の作成（年2回）

⇒法定検査に関する詳細情報の提供

検査実施地域の年間スケジュールの情報、浄化槽の設置状況及び検査結果等をホームページにて公表する。

③行政等が主催する浄化槽講習会へ講師を派遣する。

12. 浄化槽システムの脱炭素化推進事業

地球温暖化防止活動の一環として、環境省が創設した「浄化槽システムの脱炭素化推進事業」を推進し、浄化槽分野における脱炭素化を進める。